

暴風警報発令時における対応

○臨時休館する場合

【判断基準】

- ・特別警報または暴風警報が発令された場合
- ・施設が所在する区域にレベル 3「高齢者等避難」、レベル 4「避難指示」、レベル 5「緊急安全確保」が発令された場合

青少年の家	【開館時間】 午前 9 時から午後 9 時（第 2・4 月曜日は休館日） ※「国民の祝日」が休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。	
	午前 7 時までに解除された場合	通常通り午前 9 時に開館
	午前 7 時から午後 4 時までの間に解除された場合	解除後 2 時間後に開館 (ただし、貸館は直後の時間区分から)
	午後 4 時を過ぎても解除されない場合	臨時休館